

改正案	現行
<p>（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等） 第二十七条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一）七（略）</p> <p>八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号） 第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社</p> <p>九（略）</p> <p>6）14（略）</p>	<p>（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等） 第二十七条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一）七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八（略）</p> <p>6）14（略）</p>